

「民謡」の収集をめぐる一概念史研究の立場から
(2009/11/25 中山大学国際シンポ)
国際日本文化研究センター 鈴木貞美

1、問題の所在

中国の「民俗」すなわち「采風」の研究は、「民謡」の採集を端緒とし、周作人が柳田国男に学んだところにはじまったという説がもっぱらとりあげられているという。もちろん、柳田国男の影響を否定することはできないが、柳田は「民話」伝説類に早くから着目してはいても、「民謡」収集に力を注いだわけではない¹。その「民話」への着目(『石神問答』1910)も、国男が父親の仕事を受け継ぐ意思によるとされており、江戸時代の考証学の展開という一面がある。

他方、今日の日本では、二〇世紀への転換期にヨーロッパの「民謡」概念を受け取り、「国民文化」としての「民謡」概念が「発明」された、「民謡」の「発明」が『万葉集』を「国民文学」にするのに決定的な役割を果たしたという説が流布している²。だが、これは、あくまで『万葉集』に民間歌謡がとりいれられていることを評価する機運に着目するところから立てられた説である。

「国民文化」や「国民文学」の概念は、明治初期から流通し、明治中期の「日本文学史」(広義の「文学」すなわち日本的人文学——宗教をふくみ、漢文と日本語とのバイリンガルで、かつ民衆文芸を排除しない)の形成期から『万葉集』は、その筆頭にあげられていた。漢字を借りた日本語表記が見られること、和歌が言語芸術(狭義の「文学」すなわち、当時の「純文学」)の範疇に相当するというふたつの理由が重なったことである³。明治後期の日本における「民謡」概念の受容をめぐる議論には、いささかの混乱があるといわざるをえない。

2、「民謡」概念の受容

「民謡」の語は、ヨーロッパの民間伝承“folklore”の研究——自国ないしは単数民族のそれを「民俗学」、複数にわたる民族を比較する際には「民族学」“ethnology”と呼び分けるのが一般的だった⁴——、とりわけドイツのヘルダー(Johann G. Herder, 1744-1803)の *Volkslieder* (1778-79)をヒントに、“Volkslied”の翻訳語として、明治後期に、上田敏や森鷗外が用いたところから流布しはじめた。それにまちがいないが、「民謡」の語は、今日、言われているように「単なる“Volkslied”の翻訳語にすぎなかった」⁵とはいえない。

たとえば上田敏の講演「民謡」(楽苑会講演、1906)は、「国民音楽を起こせ」という声に応えて、「西洋の良い所を取り、日本の国民的音楽を土台にして、是から本当の音楽を作るべき」であることを唱え、江戸時代のはじめころから「平民」が力をつけてきて出来た三味線音楽に「国民音楽」の土台を置くべきだと主張している。また、「節」も「踊」も集めたいと言っている⁶。もうひとつの上田敏の講演「民謡」(慶応大学三田演説会、1907)も題だけでなく、趣旨は同じである⁷。

つまりそれは、日露戦争後に起こった新たな「国民音楽」創出の掛け声に対して、一般人民の立場を尊重する立場から唱えられたものだった。この動きは、ロシア国民音楽派などに刺戟を受けたもので、「国画」「国劇」などと同様、「平民主義」による新たな文化ナシ

ヨナリズムの一環だった。そして、この「平民主義」立場が、『万葉集』に民衆(被支配層)の和歌が収録されていることを評価する機運をもつくる。それゆえ、明治前中期の「国民文化」形成期における「伝統の発明」⁸とは、区別すべきものである。

もうひとつ、注意すべきなのは、ヨーロッパやアメリカの「国民音楽」運動が農民の踊りを伴う歌謡を旋律に取り込むのに対し、上田敏は、芸者を主たる担い手とする町人の文化に「国民文化」に相当するものを見出し、その音曲を土台にすることを主張している点である。上田敏とパリで出会って同じ時期に帰国した永井荷風が、音楽家を主人公にして書いた『帰朝者の日記』(1910)の音楽家の立場も、これと同じである。そのため、彼は花柳界に入りびたるようになる。やがてこの荷風の立場は、西洋物質文明の浸透に対する都市下層民の側から呪詛の声(『日和下駄』1917)となり、荷風自身江戸趣味に浸ることになる。この荷風の立場については、すでに再三、わたしは述べてきた⁹。

それゆえ、概念の問題としては、「国民文化」としての「民謡」が明治後期に「発明」されたというのはかなりの語弊がある。すでに江戸時代のうちに、それにあたる概念は「俚謡」などの呼称において流通していた。もちろん、それは、まだあくまで町人や農民の文化であり、雅俗に隔てられた俗の文化にすぎず、「国民文化」という位置を与えられていない。だが、明治後期に「国民文化」のひとつとして「民謡」を考える立場も、平民主義の立場からの主張である。つまり一般化していない。

しかし、この機運を受けて、文部省の「民謡」調査が、明治末期にはじまる。この時期の知識層には、先にふれた上田敏の見解に見られるような東西文明の調和、融合論がさかんだった¹⁰。また、当時の官僚層は、日本の伝統に意識的で、かつ、近代化から取り残された陰の部分や近代化の弊害への対策に対して、かなりの問題意識をもっていたからである。被差別部落改善運動が着手され、日本における「田園都市」の見直しも行なわれる¹¹。

柳田国男(1900年に農商務省農務局農政課に勤務)も、その一人だったわけだ。そして、やがて民俗専門誌『郷土研究』(1913)の刊行がはじまる。なお、この時期、国木田独歩が、1903年、『近事画報』(近事画報社、矢野龍溪社長)の編集にあたり、中国清代の民間伝承(怪異譚)を小説化した蒲松齡『聊齋志異』の翻訳に力を注いだことも見逃せない。

そして、文部省文芸委員会編集『俚謡集』(1914)がまとまる。その序文では、「うた」を「民謡」とし、芸能者の手によって洗練されたものを「俗謡」と呼んで区別している。これは、古代からの「歌」と中世、近世からの芸能者の「俗謡」とを区別する考えによっていると思われる。あるいは、江戸時代からあった農民のうたう「俚謡」と、それをもとりいれながら芸者が三味線でうたう音曲を「俗謡」として区別する意識によるのだろう。

いずれにしても、ヨーロッパ式民俗学を参照した「国民文化」のひとつという新概念「民謡」は、ここに概念として成立したものと見てよい。しかし、これは芸者のあいだに伝わる「俗謡」をもって「国民音楽」の基礎にしようとした上田敏や永井荷風の考えとは食いちがっている。

3、「民謡」の旧概念

もともと民間の歌謡の収集は、『詩経』『楚辞』(漢語訳のみ残存)に発し、地方色をもちこむことを習慣とした。それを受け取った日本では『古事記』『日本書紀』に、民間歌謡の収載が見られ、しかも、それは日本の地方色としてヤマトコトバをいわゆる「万葉仮名」

方式で記述したことはよく知られる。これが和歌の記述方式に浸透して、『万葉集』では編纂時期が下るにつれて、みな「万葉仮名」方式になってゆくと推定されている。

その後、民衆の歌謡の組織的な収集は途絶えるが、中世になると、後白河院の撰になる『梁塵秘抄』(1179 までには成立。完本は残っていない)が知られる。江戸時代はじめには後水尾院の命によって編まれた『山歌鳥蟲歌』(1771)がある。これは、のちに『諸国盆踊唱歌』(柳亭種彦編 1825)の写本で流通した。本居宣長『石上私淑言』(1763)が冒頭で、「和歌」として「神楽歌・催馬楽、連歌・今様・風俗、『平家物語』・猿楽のうたひもの、今の世の狂歌・浄瑠璃、童べのうたふはやり歌、臼づき歌・木びき歌のたぐひ」をあげているのも、この伝統による。

また、菅江真澄(1754-1829)が 1783 年から始めた東北地方などの探訪の記録、『遊覧記』にも民謡が多く書きとめている。これは中国清代における地誌への関心が 18 世紀の日本の知識層に興り、本草をふくむ風俗全般にひろがり、民謡もそのひとつとされたことを伝えるものである。儒者では、荻生徂徠あたりから顕著に見られる。明治期においては、1884 年(明治 17)に東京大学の坪井正五郎を中心に東京人類学会が結成され、『人類学雑誌』が刊行され、そこに生活風俗についての論議や、僻地の民俗調査の報告が掲載されたことをもって嚆矢とすべきだろう。

なお、「民謡」の語は、中国宋代の文献に見られるが、日本では幕末まで見られないとされている。また「唱歌」は、もと雅学の用語で、楽曲の暗唱などのために、音節を当てて口ずさむことにはじまるもの。のち、ひろく音曲に乗せてうたうことや歌そのものを指していうようになっていた。そして、1872 年の学制で、小学校の教科名になった。『小学唱歌集』初編(1881)にスコットランド民謡「Auld lang syne」を小学唱歌に翻訳した「蛍」(のち「蛍の光」)が登場する。これは、当時の文部省音楽掛に、ヨーロッパの「民謡」についての意識があったことを物語っている。

他方、明治期における「新体和歌」の工夫は、『万葉集』の長歌を参照する佐々木弘綱・信綱父子などの流れのほか、落合直文が『梁塵秘抄』などの「今様」(広義は当世風の意味、狭義は民間歌謡)の七・五調を参考にした流れがあった。1890 年を前後する時期にはじまる後者の様式が「新体詩」へと展開したと考えてよい¹²。そして、明治中期に新体詩に活躍し、また「鉄道唱歌」(1900)など唱歌の作詞で知られる大和田建樹も、「俗謡」の翻刻に取り組んでいる。

上田敏の場合は、20 世紀への転換期に、ヨーロッパ近代詩(19 世紀後期のヨーロッパ各地の象徴詩を中心にしたもの)の翻訳を進めるうちに、“folk song, chanson populaire”調を取り入れたものがあることに気づき、江戸時代の農村における「俚謡」、都市における「俗謡」の調子を用いるために、江戸時代の俗謡集『小唄惣まくり』(文政年間版)を手に入れ、参照したと考えられる。なお、上田敏編注『小唄』(1916)「序言」は、彼が京都に移って京都帝大図書館で『小唄惣まくり』の、万治年間(18 世紀中葉)版を見つけ、それが初版らしいとしている¹³。

4、結語

総じていえば、中国と日本では、どのような名で呼ぼうと、「歌」は広く民間の歌謡全般を指す概念が古代からの伝統だったのである。そして、それをリセプターにして、明治期

の日本人は、ヨーロッパ近代の「民謡」概念を違和感なく受け取った。小学唱歌や新体詩を創出しようとする動きに、かなり早くから「俚謡」「俗謡」を参照する立場があり、それにヨーロッパ近代詩の翻訳の立場が重なり、平民主義の立場による伝統の再評価を生み、それらの上に、1910年前後から官による「民謡」収集がはじまり、「国民文化」としての「民謡」概念が形づくられたことになる。

周作人がに日本に滞在した1906年から1911年は、ちょうど「民謡」の語が民俗学の新概念として形成、成立し、定着した時期にあたり、それを学んだことになる。それまで里謡、俗謡と呼ばれてきた類の歌が、それによって「国民文化」のひとつとして位置付けを変えたが、官の側が平民主義を取り入れてつくられた「国民文化としての民謡」という新概念によって、俚謡、俗謡など過去の内容編成が変化したわけでもない。『万葉集』評価の価値基準に明治期を通して変化が起こったことは、それとして論じるべきことであり、明治期に「国民文化」の概念の浸透とともに「民謡」概念が「発明」されたわけでもなければ、それによって『万葉集』が「国民文化」とされたわけでもない。これは、ヨーロッパ近代の「伝統の発明」論を、そのまま日本にアテハマられない例のひとつである。

なお、概念と語彙の定着とは別問題である。上田敏編注『小唄』(1916)「序言」は、「俚謡」「俗謡」を総称して「俗謡」「小唄」「民謡」の語を用いている。これら民謡、俚謡、俗謡などの語は、昭和戦前期まで混用されており、「民謡」の語が支配的になったわけではない。支配的になるのは戦後のことといっていよい¹⁴。

また、1920年を前後する時期から、「新民謡」の創作がさかんになり、レコードの普及とともに全国的に人口に膾炙するようになる。地方色を盛り込むものもかなりあるが、野口雨情「船頭小唄」(1921、民謡「枯れすすき」として発表、同年、中山晋平が作曲。詩集『新作小唄』〔神田春盛堂、1922〕で「船頭小唄」に改題。己(おれ)は河原の枯れすすき／同じお前も枯れすすき／どうせ二人は／この世では／花の咲かない枯れすすき)のように地域の共同体からの脱落者をうたうものも登場するし、今日でも盆踊りの定番曲となっている西條八十作詞、中山晋平作曲「東京音頭」(1932年「丸の内音頭」の名で発表、1933年に改題されて爆発的にヒット)はモダン都市・東京を背景としたものだし、今中楓溪の「野崎小唄」(1935、大村能章作曲、東海林太郎歌唱。野崎参りは 屋形船でまゐろ／どこを向いても菜の花ざかり／意気な日傘にや 蝶々もとまる／呼んで見ようか 土手の人。野崎は大坂の地名。二番には「お染久松」が出てくる)のように江戸時代の町人の野遊びの風情をリヴァイヴァルさせるようなものまで、旧来の俚謡・俗謡とは異なる傾向のものも多くなってゆく。

1 柳田国男「民謡の今昔」(1927)は「平民の自ら作り、自ら歌つてゐる歌」と定義している。『定本柳田国男全集』第17巻、筑摩書房、1969、p.251

2 品田悦一『万葉集の発明—国民国家と文化装置としての古典』(新曜社、2001)中「民謡の発明」など。

3 鈴木貞美『「日本文学」の成立』(作品社、2009)第1章、第1章1節を参照されたい。

4 竹内勉「日本民謡」、『スーパーポニカ 2003』小学館、2003

5 竹内勉「日本民謡」前掲。

6 『上田敏全集』第9巻、1979、上田敏全集刊行会、p.141, 145

-
- 7 ちょうどこのころ、志田義秀『日本民謡概論』(1906)が刊行されている。
- 8 「伝統の発明(ないしは創造)」(invention of tradition)は、ケンブリッジ大学の歴史学者たちが文化人類学者と協力し、政治・経済史から生活文化史へと探究をひろげる文化研究(cultural studies)の一環として考案した研究方法で、近代国民国家が組織化される動きのなかで、新たな習俗が各民族やグループの古来の「伝統」として発明される現象を指している語。たとえば、スコットランドの伝統的民族衣装とされるキルト(男性が着用するタータンチェックのスカート)が19世紀のロンドンのテーラーが創始したものであったというのが最もわかりやすい例である。アフリカの部族の多様な儀礼が大英帝国からの大使などを迎えるために、新たにきらびやかなものに再編されたことや、労働運動でもメーデーに古い由来が求められたことなども一括して、そう呼んでいる(*Invention of Tradition*, Eric Hobsbaum & Telence Lenger ed. 1968)。
- これに触発されて、日本でも社会学者らが、初詣や神道式の結婚式が明治期に創始されたことなどを指摘した。この動きに対して、わたしは、そもそも王家などの血筋や、あるグループに伝えられた古い習慣を意味した「伝統」(tradition)という概念そのものが、近代西欧で国民や民族の風習の古くからの継続性を意味するものへと転換されたこと、そして、その意味の転換は、日本や中国でもほぼ同じであったことに着目し、「伝統の発明」論を、近代における伝統観念の形成過程の解明へと拡大し、近代天皇制や日本文学史など、文化諸制度の近代的再編に伴う現象に適用してきた。
- しかし、このような現象については、すでに岡本太郎『日本の伝統』(角川文庫版 1964)に編入された「伝統論の新しい展開」に指摘があった。それ以前にも、長谷川如是閑「国民的性格としての日本精神」(1935)が、次のような見解を示していた。「日本精神」が声高に叫ばれはじめた時局に対して、日本の古代における大陸との平和的な文化の交流を強調したうえで、『古事記』の編集は中国文化全盛への反動として起こった復古精神によるもの、幕末にも中世、南北朝期の北畠親房『神皇正統記』が復活したことを指摘し、復古により「純粋日本」が繰り返され現れるところに日本文化の特徴がある、といういわば「伝統の発明」が繰り返され行われることが日本文化の特徴だと論じていた。示唆に富む見方といえよう。『「日本文学」の成立』前掲書、p.186より。
- 9 鈴木貞美『生命観の探究—重層する危機のなかで』作品社、2007、第八章一節5など参照されたい。
- 10 これについては、鈴木貞美『戦後思想は日本をとらえそこねていた—近現代思想史再考』平凡社新書、2009、第一章四節を参照されたい。
- 11 内務省地方局有志『田園都市』(1907。講談社学術文庫『田園都市と日本人』1980)を参照。柳田国男が被差別部落の歴史性を論じた「所謂特殊部落ノ種類」(1913)もこの動きの中で書かれたものである。
- 12 鈴木貞美『「日本文学」の成立』(前掲書)第4章2節などを参照されたい。
- 13 上田敏編注『小唄』「序言」は、収録した俗謡集『小唄惣まくり』について、大和田建樹が『俗曲大全』に翻刻したと述べているが、『俗曲大全』は長井金升(惣太郎、鶯亭金升)校(続帝国文庫第36編、1901)で刊行。大和田建樹編は『日本歌謡類聚』上下巻(続帝国文庫、1898~)である。
- 14 竹内勉「民謡」(前掲)が、この見解をとっている。増田周子「近代日本新民謡運動の成立と展開—「民謡」概念の変遷をめぐる」(鈴木貞美・劉建輝編『東アジアにおける知的システムの近代的再編をめぐる』2008)も、これを傍証している。